第四号書式

何　　月　　計　突　合　表

年　　月中　　年　　月　　日

「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」又は「財務省理財局長」

日本銀行　㊞

受　入　額	払　出　額	備　考
円	円	

（「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」又は「財務省理財局長」　氏　名　㊞）

用紙寸法　［略］

備考　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

○財務省令第三十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百三条の二第六項の規定に基づき、育児休業給付資金事務取扱規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

育児休業給付資金事務取扱規則

（通則）

第一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第百三条の二第一項に規定する育児休業給付資金（以下「資金」という。）の経理の手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（資金の受払い）

第二条　資金は、法第百三条の二第二項及び第三項の規定による受入金をもって受けとし、同条第四項の規定による組入金及び同条第五項の規定による繰入金をもって払いとして経理する。

（資金受払簿）

第三条　厚生労働大臣は、別紙書式の育児休業給付資金受払簿を備え、前条に規定する資金の受払いを登記しなければならない。

附　則

この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

第四号書式

何　　月　　計　突　合　表

年　　月中　　年　　月　　日

「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」、

「財務省主計局長」又は「財務省理財局長」

日本銀行　㊞

受　入　額	払　出　額	備　考
円	円	

（「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」、「財務省主計局長」又は「財務省理財局長」　氏　名　㊞）

用紙寸法　［同左］

備考　［同左］

別紙書式

育児休業給付資金受払簿

年　月　日	対応科目	受　入　額	払　出　額	差引残高	備　考
		円	円	円	

○財務省令第三十三号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百四条第六項の規定に基づき、雇用安定資金事務取扱規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

雇用安定資金事務取扱規則

（通則）

第一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第百四条第一項に規定する雇用安定資金（以下「資金」という。）の経理の手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。